

公害・環境

日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース

2008.5 No.

40

CONTENTS

特集 地球温暖化問題	
日弁連が環境マネジメントシステムの導入を決定 …1	
地球温暖化問題最新情報	
動き出す世界 低炭素社会への挑戦 ……2	
「環境マネジメントシステム」の わが国における導入状況 ……3	
京都弁士会の「KES」取得活動について …4	
法律事務所に環境マネジメントシステムを導入 …5	
そのシュレッダー、ちょっと待って ……6	
環境大臣との懇談会 ……7	
サテライト大阪設置許可処分取消訴訟報告 …8	
とち 輛の浦世界遺産訴訟の経過報告 ……8	

特集 地球温暖化問題

■ 日弁連が環境マネジメントシステムの導入を決定

愛知県弁護士会 籠橋 隆明

2008年3月13日、日弁連は「地球温暖化問題に関する理事会決議」を行うと共に、環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）の導入を決め、これを受けて翌14日に「地球温暖化問題シンポジウム－弁護士が取り組む環境マネジメントシステム」を実施した。

地球温暖化（気候変動）問題はいまやきわめて深刻な問題となっており、人類あげて取り組む課題となっている。2005年2月、京都議定書発効以来、我が国はその目標を達成しなければならない義務があるが、これは日本国を構成するあらゆる人々、事業者の取り組みによってなされ、達成されなければならない。日弁連、弁護士会、弁護士も例外ではない。むしろ社会正義の実現を目的としている弁護士こそが、自ら環境マネジメントシステムを導入すると共に、地球温暖化防止のために積極的な役割を果たすべき必要がある。

環境マネジメントシステムの例としては、国際規格である「ISO14001」のほか、より簡略化された規格としての「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」、「エコアクション21」などがあ

る。日弁連でも今後システムを改善して、可能な限りISO14001に近づけていくことが肝要である。いずれのプランにしてもPlan（計画）→Do（実行）→Check（点検）→Action（見直し）のサイクル（PDCAサイクル）という改善過程が持続的に行われるシステムであることは変わらない。環境マネジメントシステムは改善の積み重ねによって温暖化対策の向上を図ろうというもので、工場の生産ラインにおける品質向上の努力と同じ努力が求められている。

いかなるシステムも実行されなければならない意味がない。ISO14001序文では「このシステムの成功は、組織の全ての階層及び部門のコミットメント、特にトップマネジメント（環境マネジメントの最高責任者）のコミットメントのいかににかかっている。」としている。日弁連で言うならば、会長、事務総長を中心としたトップの強い意志が行動として持続的に表明され続けることが不可欠である。会長自らやる意志がなければ到底日弁連、弁護士会、個々の法律事務所全体が「一体になってとりくむ」などできない。その点、前述のシンポジウムが、日弁連の2007年度・2008年度の会長、副会長のほか

多数の理事の参加の上で実施されたことの意義は大きい。

ところで、環境マネジメントは温暖化対策のために当該組織の運営を徹底的に改善していこうというものであるが、こうした改善には一定の限界が存在する。前記PDCAシステム下での改善の努力は当初こそ飛躍的に向上するが、徐々に限界値に収れんしていく。そのため、環境負荷の削減のみを目標とする環境マネジメントは長期的に見ると動機付けを失う危険がある。環境マネジメントは当該組織が発生する負荷を低減させるだけでなく、社会全体が温暖化ガス排出抑制など環境負荷の低減に向けて行う努力の1つであることを忘れてはならない。そのためには日弁連の環境マネジメントが環境分野における社会的貢献、いわば環境CSRと絶えず結びつけられながら論議されなければならない。

今回、日弁連が行った地球温暖化問題に関する理事会決議及び環境マネジメントシステムの導入は、長い道のりの第1歩として、大いに評価されるべきである。本号では、前述のシンポジウムにおいて報告を頂いた3名からの寄稿を含め、地球温暖化問題について特集する。

地球温暖化問題の最新情報

動き出す世界 低炭素社会への挑戦

京都弁護士会 浅岡 美恵
 特定非営利活動法人 気候ネットワーク代表

1 危うい京都議定書目標達成

日本は、京都議定書第1約束期間(2008~12年)に90年比で温室効果ガス排出量の6%削減を約束していますが、2005年度で7.4%も増加しています。今年3月末に改訂された政府の目標達成計画でも効果的な削減策は盛り込まれておらず、世界からクレジットを購入して目標達成を予定しています。CO₂排出量の過半を占める電力、産業部門の取組みを経団連自主行動計画に委ね、その他の中小事業者、家庭などのセクターについてもボランティアな取組みだけに依存し、政治的な削減の方向性の合意を先送りして有効な政策措置がとられていないためです。また、国内投資に資金が向けられないのは日本の経済にもよくありません。

2 大幅削減の経路が不可欠

地球全体の平均気温は工業化の前から既に0.74℃も上昇しています。90年以降はとりわけ温暖化が加速的で、世界各地で気候の異変が顕著になっています。先進国、途上国を問わず、自然災害による生命財産の被害だけでなく、社会的・経済的リスクとしても位置づけられるようになってきました。

こうした危機感から、昨年12月、インドネシア・バリで開かれたCOP13・CMP3の会合で、2009年末の合意をめざして、2013年以降の枠組みについての交渉が開始されました。そこで、世界全体で今後10~15年以内に排出のピークを迎え、2050年には2000年の水準よりはるかに低いレベルまで削減し、先進国全体で2020年までに90年比25~40%の削減をすることが必要とのIPCCの警告について認識が共有されたことは、先進国の一員である日本にとっても

重要です。問題は、それでも、世界平均で2~2.8℃もの気温上昇が避けられないことです。100年に2℃の気温上昇は300km南に移動するのに匹敵します。将来世代に安全な大気と生活を引き継いでいくためには、好むと好まざるとにかかわらず、図のような長期的な大幅削減経路を辿って、これまでとは全く異なる低炭素の経済社会を実際に構築していかなければならないのです。

3 国内排出量取引制度の早期導入へ

日本のこうした状況に対し、確実に排出を削減し、新たな経済や生活環境を築いていくために、世界には2つの大きな流れが生まれています。1つは炭素に価格をつけ、削減へのインセンティブを高めることです。発電所や工場など大規模CO₂排出主体に排出上限枠を定め、これを取引できる国内排出量取引制度は、EU域内だけでなく、豪州、カナダ、ニュージーランドに及んでいます。米国でも、州の動きに加えて連邦議

会でも有力法案が既に委員会を通過しています。ブッシュ政権の次の政権では確実視されています。

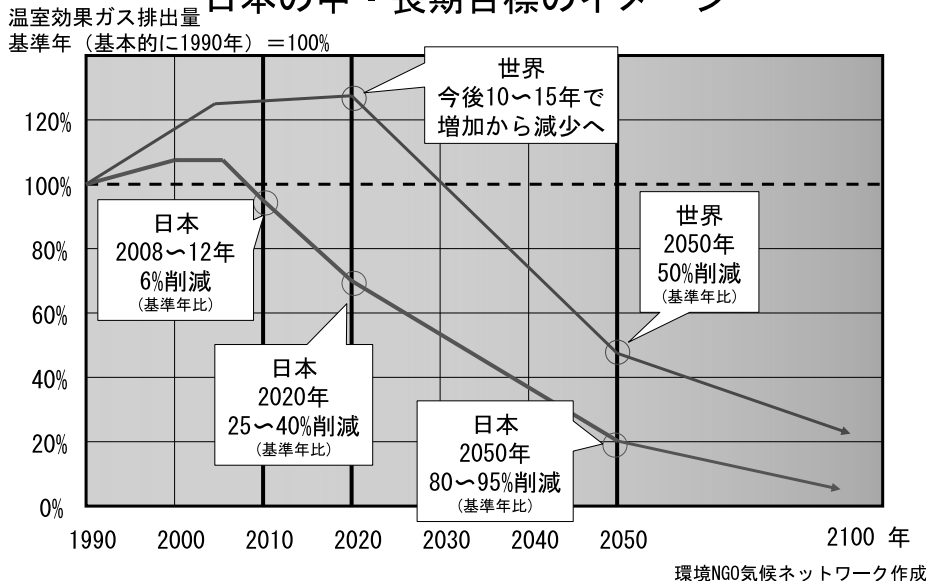
炭素税の動きもそれぞれの国で進んでいます。さらに、取引制度での排出枠の割当を有償化することによって、税と取引とが融合した制度が生まれつつあります。

こうした動きに対し、日本政府は、経済界の反対から、これまで議論も封印してきました。この立ち後れは気候変動問題に限らず、今の日本は幕末期の再来の感があります。気候ネットワークでは政治を動かすために、「気候保護法案」を提案したところでした。

もう1つの動きは、2013年からは途上国でも削減の行動が求められることによる、先進国からの技術や資金の移転の仕組みについてです。

いずれにおいても法的側面が多くなっており、法律家の役割が各部署で増大することでしょう。日弁連や弁護士会自身が、自らの排出削減に取り組むことも必要です。

気温上昇2℃未満・「世界で半減」に向けた日本の中・長期目標のイメージ



■ 「環境マネジメントシステム」の わが国における導入状況

特定非営利活動法人
KES環境機構 専務理事 津村 昭夫

● はじめに

「地球環境問題は、誰もが被害者であり、誰もが加害者である」と言われていますが、一人ひとりが環境改善活動についてできることを着実に実行することが重要です。そして、そのツールとして、労力やコストに大きな負担がなく、かつ実効性と継続性が担保できる「環境マネジメントシステム」の活用が非常に有効であることが実証されています。

「環境マネジメントシステム」の基本コンセプトは、トップが定める「方針」に基づき、管理のサイクル Plan（計画）- Do（実施）- Check（点検）- Action（見直し）を循環させ、「継続的改善」を行うことですが、ここでは代表事例として国際規格であるISO14001と、国内版として普及しています「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（以下「KES」と言います）」をご紹介します。

1 ISO14001

著しい経済発展の過程で発生した地球環境問題に対して、世界産業界のリーダーが「環境調和型企業行動実現ツール」をISO（国際標準化機構）に要請し、1996年9月に国際規格として誕生しました。

ISO14001は、国際的に商取引をされる企業や、環境影響の大きい事業者などに適しており、大手企業を中心に、国内認証取得は20,000件を超えています。

ただ、「ヒト、モノ、カネ」の経営資源が必要となり、これが中小の組織が取り組む場合に高いハードルになっているといわれています。

2 KES

KESは、1997年12月に開催された「地球温暖化防止京都会議（COP3）」において「京都議定書」が採択されるという流れを受けて、京都で「持続可能な地域社会形成」を推進する組織として市民・学者・事業者・行政等がパートナーシップのもとで協力し、1998年11月「京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム」が設立され、その事業の一環として中小の組織や環境影響の大きくない組織でも環境改善活動に取り組める仕組みとして策定されたものです。

KESには、次のような特徴があります。

①ISO14001の本質的な特長を活かして内容をシンプルにしている。

②ボランティアベースの審査員・コンサルタントで運用するため、低コストで取り組み可能。（KESの審査員は、ISO環境審査員の有資格者で、一定の研修と審査実績を重ね、さらに定期的（現在は2カ月に1回程度）に実施される研修会に参加することを必須としている。）

③民間ベースの審査登録機関であるため制約事項が少なく、いろいろな組織で幅広い取り組みが可能。

④KESは「ステップ1」（環境負荷の大きくないところ）、「ステップ2」（ISO14001とほぼ同じ項目をクリアすることを要求している）の2段階のレベルが設定され、受審者で選択できる。

⑤KESは取組みの活性化を継続するため、「環境効率」（「環境負荷や資源使用量」を分母に、「生活の

質や製品機能」を分子に置いた考え方の指標）を提言し、我慢の取組みだけでなく、創意工夫の楽しいエコ活動を積極的に推奨している。

⑥「KES審査員」は、単に審査を行うのみでなく、できる限り受審側に「付加価値」を生むよう「受審側と一緒に考える（悩む）審査をする」ことに努めている。

また、このような特徴から、北は北海道から南は鹿児島まで全国的に取組みが広がり、2008年3月末現在で審査登録件数は2,000件を超えています。既に多くの行政や大手企業から「グリーン調達基準」に採用されており、業種にすれば地方自治体や企業、ホテル・旅館・デパート・料理店・商店街・医療機関などサービス業関係、小・中・高校などの学校関係、さらに京都弁護士会や日弁連など、裾野が広がっているところです。

KESに取り組んだ成果として、CO₂の削減は1社当たり約17トン／年の実績を上げているほか、取り組み企業のコストダウンや体質強化などにも繋がるなど、環境経営への貢献が見られます。



シンポジウムでもKESのシステムについて説明がなされた

■ 京都弁護士会の「KES」取得活動について

京都弁護士会 吉田 雄大

京都弁護士会では2004年3月から、公害対策・環境保全委員会内廃棄物部会において、組織運営に伴う環境負荷を管理ないし低減するための仕組みである「環境マネジメントシステム」ないし「KES」の調査研究に着手しました。その後も、会員向け・職員向けアンケートの実施、会務懇談会、弁護士会職員との意見交換会、地球温暖化問題に関する学習会の開催、KESの内容を簡単に説明したチラシの配布等、さまざまな活動を通じ、会内でKESの認識を広めることに腐心しました。また、弁護士会の環境マネジメントは会務全体の問題でもあることから、公害対策・環境保全委員会外からも広く人材を募ることにし、2006年4月には会長直属の「KESプロジェクトチーム」を発足させ、認証取得に向けた取組みを続けてきました。こうした工夫はひとえに、弁護士会館でもっとも長い時間執務する弁護士会職員に過度の負担がかからないようにするためのものでした。

こうした取組みを経て、同年11月

30日、KESステップ1の認証を無事取得することができました。また、翌年11月にも、無事登録更新を済ませています（なお、KES認証機構のNPO法人化に合わせ、2007年4月以降、「認証」制度から「登録」制度に変更されています）。

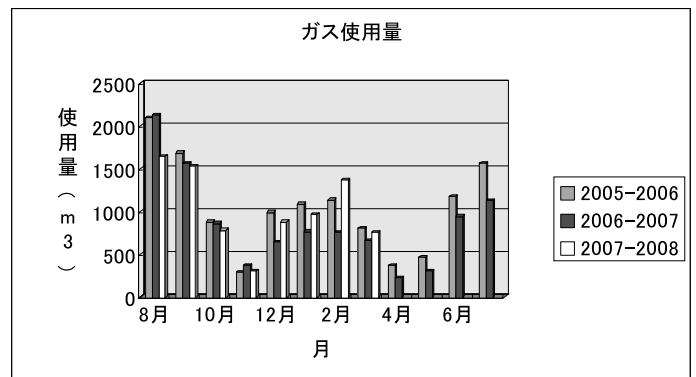
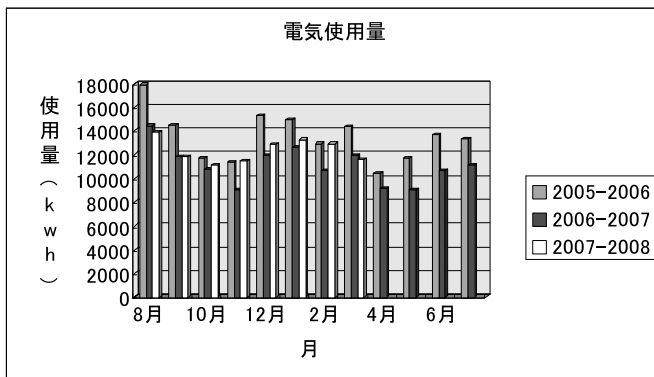
KESの活動はいわゆる「PDCAサイクル（Plan、Do、Check、Action）」によって行われます。京都弁護士会では2006年8月から、このサイクルをスタートさせました。初年度（2006年8月～2007年7月）の環境改善目標は、①環境問題に関する提言・啓発活動、②省エネルギー、③ごみ減量の3点を掲げました。これらの環境改善目標を達成するための具体的施策としては、「毎年必ず環境問題に関するシンポジウム・学習会を開催する」とか、「冷房27℃、暖房22℃の温度設定を呼びかけるステッカーをスイッチ近くに張る」等といった、無理なく取り組める内容を設定しました。その結果、初年度実績としては、電気については前年度比約20%減、ガスについて

も同約18%減の省エネ効果を挙げることができました。翌年度からは上記①～③に加え、④KESの普及活動も目標に掲げ、京都弁護士会の取組みを他会などでPRする活動も行っています。他方、下のグラフをご覧ください。2年目以降省エネ効果は頭打ちとなり、かえって使用量が増加しつつあります。会内の巡回活動を行い電灯やエアコンの消し忘れをチェックするなどしていますが、これからの正念場です。

KESの取組みを成功させるポイントをいくつか挙げるとすれば、

- 地域の模範となるべき、弁護士会の社会的役割の確認（高い目的意識と第三者の目）
- 組織全員の環境意識の向上（継続的な広報、こまめなスイッチオフ）
- プロジェクトチームの活動（職員の方の負担を軽減し、責任の所在を明らかに）

です。多くの方にKESの取組みを実践していただきたいと思います。



■ 法律事務所に環境マネジメントシステムを導入

大阪弁護士会 赤津 加奈美
弁護士法人赤津法律事務所

当事務所は、2006年5月17日、エコアクション21の認証・登録を取得しました。認証・登録番号は0000741です。

エコアクション21認証登録制度は、中小企業向けの環境マネジメントシステムで、いわばISO14001の中小企業向けミニ版です。環境省が策定した「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版」に基づき、同省の外郭団体である財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが認証・登録制度を実施しています。

エコアクション21の特徴は、ISO14001と比較して、まず、費用が圧倒的に安いことです。登録料（2年分）は、従業員数10人以下で5万円（消費税別）、11人以上300人以下でも10万円で、他に審査費用（審査人1人1日で5万円）が必要ですが、標準的には2年間で10～30万円程度で済みます。次に、審査の際でも審査人がアドバイスできることです。これは中小企業向けの制度であることを考慮したもので、コンサルティングをしながらの審査を許すことで、中小企業の削減努力を援助する意図です。さらに、最大の利点は、削減活動の内容と結果について、環境活動レポートの作成と公表を義務付けていることです。しかも、取得企業が自ら努力しなくても、エコアクション21のホームページで認証・登録事業者リストとともに添付PDFファイルで公開されます。ち

なみに、以前に手掛けた低周波音被害事件の発生源企業はISO14001を取得していたのですが、低周波音被害の苦情や訴訟提起を受けていることを申告しているかどうか調べようとしましたが、できませんでした。企業の自主的な環境経営に対する取組みを社会的に監視するためにもエコアクション21のこの特徴は重要だと思います。

ミニ版とはいえ、エコアクション21はISO14001とほぼ同じ内容を要求事項としており、環境マネジメントシステムとして必要な取組みができます。その取組みの中心は、二酸化炭素排出量（電気やガスなどの化石エネルギー消費量）、廃棄物排出量、総排水量の3つの削減活動です。まず、現状の排出量を把握する必要があります。二酸化炭素排出量は電気代やガス代の請求書から簡単に把握でき、廃棄物排出量は実際にゴミ袋を体重計に乗せて計り、総排水量は当事務所のように賃貸ビルに入居している場合は共益費に含まれて個別の把握ができないため、その事情を説明すれば足ります。把握した現状に対し、削減するための具体的な活動（例えば、冷暖房温度の設定やクールまたはウォームビズ活動、裏紙の活用やミスコピー削減など）と削減目標（例えば、-2%）を決め、実践し、これを環境活動実施計画書にまとめていきます。

当事務所では、取得後2年目で、冷暖房ガスを52.9%、一般廃棄物を

55.3%、電気を2.4%、紙使用量（カウンター数）を17.2%、削減することができました。ビルの冷暖房がガスで賄われていたことも初めて知りました。光熱費は月額で1～3万円くらい安くなりました。

光熱費のコスト削減もさることながら、エコアクション21の認証を取得したことで顧客や知り合いの企業家から「真面目に環境問題に取り組んでいる姿勢」を評価してもらえるようになったことが最大のメリットだと感じています。特に、当事務所は環境訴訟や環境問題への取組みを経営指針の1つの柱として標榜しているの、「見える化」の良いツールになっていると思います。



実際に作成された
環境活動レポートの紹介もあった



シンポジウム閉会の挨拶で日弁連
自らが対策を進めていきたいと述べる
氏家前副会長

■ そのシュレッダー、ちょっと待って～ 弁護士ができる簡単なCO₂の削減方法

第二東京弁護士会 只野 靖

毎日大量に消費し不要になる紙の山。秘密保持のためシュレッダーしている方はまだまだ多いのではないだろうか。実はシュレッダーは環境負荷が極めて高い。シュレッダーすると、リサイクルができず、ごみとして焼却するほかないからだ。

紙をリサイクルするためには、いったん溶かして繊維にする必要がある。シュレッダーした場合には、繊維が細かく切られ過ぎてしまい、再生紙として使用できないのである（大きめに長細くカットできるシュレッダーも登場しているが、まだまだ普及しているとは言い難い）。

秘密保持の点からは、シュレッダーにかける方法は安心だ。しかし、一方でごみとして焼却処分されることを考えると、このままシュレッダーを使用して良いのか。ごみにしないで（CO₂をできるだけ出さないで）、機密も守れる。この2つの要請を同時に満たす方法はないものか。

私の事務所（東京都新宿区）では、シュレッダーが故障し買い換えが必要になったことをきっかけに、2006年12月から機密文書溶解サービスを使用しはじめた。これは、従前はシュレッダーしていた文書を専用の箱に詰め込み、その箱のまま製紙工場に直接運びこみ、箱ごと文書を溶かしてしまうというものだ。

気になるのは処理コストだ。私の事務所の契約は、専用の箱を購入し箱がいっぱいになったら電話をして引き取ってもらうというもので、1箱20キロあたり1890円。一方で、シ

ュレッダーにかける場合には、10キロで90リットルのゴミ袋が必要になる。90リットルの事業系のゴミには486円のゴミ処理券（45リットル用243円を2枚）が必要だから、これだけを比較すると、10キロあたりで、945円対486円で、シュレッダーが安い。

しかし、10キロの紙をシュレッダーにかけるためには、1時間以上は優にかかる。途中で機械が止まってしまうこともよくあった。細かな紙チリの発生も避けられないため、健康にも悪い。この人件費コストは、結構ばかにならない。さらに、電気代、設置スペースの問題、機器の減価償却等を総合的に考えれば、両者の費用はそれほど変わらないのではないか。今後この方法が普及してくればもっと安くなるだろう。

私の事務所では、従前1か月あたりシュレッダーのゴミは約80キロあった（90リットル袋を8回出していた）。これは年間では約1トン弱の計算になる。一方で、導入1年間で使用した機密文書溶解サービスは約40箱。これは、約800キロであるから、機密文書の総量は約20%減少したことになる。機密文書溶解サービスに入れると、それだけ費用がかかることが直接的にイメージできるため、以前にくらべて、厳密に分別するようになったためではないかと思われる。シュレッダーから解放された事務職員からも好評なようだ。

もちろん、一番重要なことはそもそもなるべくゴミを出さないこと、すなわちなるべく紙を節約すること

だ。不要なプリントアウトは極力しない。典型的なのはインターネットサイトからのプリントだ。本当に必要な部分だけに絞るだけで、ずいぶん減らせる。会議用の検討書面などは、10.5ポイントの40字×40行で印刷する。両面プリント・両面コピーも有用だ。複数のソフト（たとえばワードとエクセル）のファイルから、同時に1枚にプリントできる便利なソフトもある。連絡文書などは、できるだけ1枚に収まるように、レイアウトを工夫する（受け取る相手にとっても、2枚以上の文書は煩わしいものだ）。

第二東京弁護士会の環境保全委員会（4月1日に名称変更した）では、昨年9月、修習生向けのプログラムの1つとして、古紙回収業者、製紙工場及びゴミ処分場を訪問して、紙のリサイクルについて考える機会を持った。これには、二弁の職員も数名参加した。参加者からは、日頃なにげなく使用している紙が、現実にリサイクルされる現場をみて、紙の大切さを再認識したという意見が多かった。現場に足を運ぶことは大切だ。今年度も是非継続したい。

紙の節減とリサイクルは、私たち弁護士がCO₂の削減に取り組める、最も簡単で有力な方法の1つだ。是非、ご検討いただきたい。（この原稿は、二弁フロンティア誌に寄稿したものを改編した。）

■ 環境大臣との懇談会

公害対策・環境保全委員会委員長
大阪弁護士会 村松 昭夫

1 日弁連は、2008年2月13日、環境大臣との懇談会を開催しました。環境大臣との懇談会は、1972年にスタートして以来今回で23回目を数え、毎回率直な意見交換が行われてきています。今回も、後述するように、地球温暖化問題、生物多様性の問題、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準設定の問題等をめぐって熱心な意見交換が行われました。

懇談会では、冒頭、鴨下一郎大臣から、今年から京都議定書の第一約束期間が始まり、7月には洞爺湖サミットが開催されることもあり、日本は地球温暖化問題について世界のリーダーシップを取る決意である旨が表明されました。

2 第1テーマである地球温暖化問題では、はじめに、南川地球環境局長から、中長期目標設定の必要性とともに負担の公平性を確保することの必要性が指摘され、環境省は各セクターの目標値を積み上げる方法を検討しており、これを世界的規模で検討したいとし、日本は、森林吸収源や京都メカニズム等の既存対策に加えて、追加対策を講じるなかで、全体として90年比でマイナス6.2～7.2%削減が可能であるとし、排出量取引に関しては、現在情報収集を行っており、社会全体での議論を巻き起こし、日本の実態を踏まえた排出量取引制度の在り方についての検討を加速させたいとの説明がありました。

これを受けて、和田委員は、セクター毎の積み上げでは必要な削減目標を達成する担保がなく、やはり具体的な確固たる総量削減の数値目標

の設定が必要ではないか、また、公平性の確保の必要性を認めつつも、具体的な削減目標を早期に設定することが重要であるとし、排出権取引に関しても、早期の制度化を訴えました。

これに対して、南川局長からは、公平性がないと関与者の削減努力が持続しない旨が指摘され、鴨下大臣からは、自主的取組みで目標達成ができない場合は、次の規制的手法に移行することもあり得ることや、何より国民の合意づくりが大切であること、また、日弁連に対する期待として、CO₂削減の自主的取組みや学習会など国民を巻き込む運動に取り組んでほしい旨が述べられました。

3 第2テーマの生物多様性の問題では、生物種の生息域に応じた保全エリアを確保して、統一的な保全策を講じる必要があるという日弁連の提言に対して、桜井自然環境局長は、環境省への一元化は難しいが、国交省、林野庁などと連絡・調整しながら国家戦略に基づいて取組みを進めており、その効果も出てきていることや、与党において検討されている生物多様性の保全に関する統一的な法律の制定に関しても、環境省も積極的に議論に参加したい旨が表明されました。これに対して、飯田委員は、様々な施策がとられてきたにもかかわらず、絶滅危惧種が増加していることが問題であり、国家戦略の計画段階から住民参加が必要である旨を指摘し、山下委員からは、瀬戸内海の島を削る採石事業の問題点が指摘されました。

第3テーマのPM2.5の環境基準設

定に関しては、小林委員が、ぜんそく患者が増加しており、早急にWHO等と同様の環境基準を設定することを訴え、これに対して、竹本水・大気環境局長から、現在、「微小粒子状物質健康影響評価検討会」で曝露、毒性、疫学の各視点から検討が進められており、その結果を待っているところであることや、欧米基準に関しては、参考になるが、国内外の多くの知見を集めて検討してもらいたい旨の回答がありました。

4 以上が今回の懇談の主な内容ですが、今後もこうした懇談会を定期的に開催することが重要であり、同時に、個別の環境立法や環境施策に関して、日頃から環境省の担当部局と意見交換を行うことの必要性を痛感しました。



鴨下大臣からは日弁連への
要望も述べられた

■ サテライト大阪設置許可処分取消訴訟報告

大阪高裁判決（平成20年3月6日）競輪場外車券売場から1km以内の周辺住民（控訴人22名）の原告適格を肯定

大阪弁護士会 八木 倫夫

1 本訴訟は、サテライト大阪（競輪の場外車券売場）の周辺住民等がその設置許可の取消を求めた取消訴訟であり、本判決は、公営ギャンブル（競輪・競馬・競艇）施設周辺住民の原告適格を認めた初の判決です。周辺住民等の「生活環境に係る被害」を法的保護に値する利益として正面から認めた点でも重要な意義を有します。サテライト大阪は、府内で唯一のサテライトで、設置場所の日本橋1丁目は、「文楽」発祥の地として知られます。

2 公営ギャンブル施設に対する行政訴訟は「狭き門」です。公営ギャンブルは、賭博そのものですが、立法政策により、自転車競技法等で合法化され、要件を充たせば設置が認められます。これまで、各地で民間業者により、サテライト設置が計画されてきましたが、多くは周辺住民の猛反対で頓挫しました。それは、経済産業省が設置許可の運用上、周

辺町会長等の同意書を要件としていたからです。そこで、業者側は、地元の有力者を抱き込み、一部の町会長の同意書を取得して設置許可を受け、多数住民の反対を無視して強行するという手法を取っており、サテライト大阪もこの手法で強行されました。東京、沖縄、横浜など各地で、サテライトの周辺住民が設置許可処分取消訴訟を提起してきましたが、自転車競技法に周辺住民を直接保護する明文規定がないことから、裁判所は、ことごとく原告適格を否定してきました。

3 これに対し、私達は、そもそも賭博は違法であるから、同法の立法目的は、周辺住民等に悪影響を及ぼす恐れがない限りにおいて、競輪施設の設置を許可することであり、同法施行規則が「文教施設及び医療施設から相当の距離を有し、文教上又は保健衛生上著しい支障を及ぼすおそれがないこと」、「周辺環境との調

和」、施設から1000m以内の文教施設及び医療施設の位置及び名称を記載した図面の添付を要件としていることなどは、周辺住民等の個別的利益を保護する趣旨であると主張しました。一審はそのように解すことはできないとして訴えを却下しましたが、控訴審は私達の主張をほぼ採用し、一審を破棄して1000m以内の周辺住民等の原告適格を認めました（国は上告）。

4 本判決は、200通近い陳述書を集めるなど、あらゆる手段を講じた住民の努力と、行政事件訴訟法改正による原告適格の拡大、そして、原告適格が認められるべきとの意見書を作成して下さった関西大学野呂充教授（現大阪大学）等の協力により、生み出されたものです。小田急事件最高裁判決をさらに前進させた勇氣ある判決に敬意を表するとともに、後に続く判決に期待します。

■ とも 鞆の浦世界遺産訴訟の経過報告

広島地裁決定（平成20年2月29日）周辺住民159名の景観利益（申立人適格）を肯定

広島弁護士会 藤井 裕

とも 鞆の浦世界遺産訴訟は、広島県福山市の「鞆港埋立架橋計画」（港の3分の1を埋立て、真ん中に橋を架けて道路を通す事業計画）に基づく埋立免許の出願に対して、地域住民163名が、広島県（免許権者）を被告として、埋立免許の差止めを求めて提訴しているものです。

2008年2月29日、この訴訟の前哨戦ともいべき仮の差止審について広島地裁の決定がなされ、その結論は却下決定でしたが、内容的には、申立人159名に景観利益を根拠とした申立人適格を認める等、今後の本案訴訟の帰趨に大きな期待を抱かせたものでした。

この決定は、国立マンション事件最高裁判決を引用した上、申立人らの「景観利益」の具体的内容については、鞆港に存する土木遺産の文化

的歴史的価値、「鞆公園」の名勝指定、重要文化財の存在、伝建地区への選定の蓋然性等の客観的な要素によって特定をしました。次に、考慮・参酌すべき関係法令として、①公有水面埋立法（公水法）の埋立免許の許可要件にかかる環境配慮規定、②公水法の利害関係人の意見書提出規定、③瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸内法）の配慮規定（国民が景勝地としての恵沢を享受していることへの配慮をも求める規定と解釈）、④瀬戸内法に基づいて策定された国や県の基本計画における環境配慮規定等に言及しました。さらに加えて、埋立工事が着工されれば「景観利益が大きく侵害され」「原状に回復することはおよそ困難」であると指摘し、この事情を併せて考慮するとした上、「歴史的町並みゾー

ン」（前記のとおり特定した景観利益の各構成要素を含むゾーン）に居住する申立人159名について申立人適格を認めました。

却下の理由は、免許後、工事の着工までには1～2か月を要すること、本案である差止訴訟の主張立証がほぼ尽くされている状況であることから、免許の後に、本案の「差止訴訟を取消訴訟に変更し、それと同時に執行停止の申立てをし、本件埋立てが着工される前に執行停止の申立てに対する許否の決定を受けることが十分可能」であるとして、仮の差止めを認めるべき緊急の必要性がないというものでした。

よって、この裁判の主戦場は、近々に予測される免許後の、本案訴訟と執行停止の申立の場へと移行することとなりました。